

## 景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱

制定 平成 18 年 8 月 17 日

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）、大阪市都市景観条例（平成 10 年大阪市条例第 50 号。以下「条例」という。）及び大阪市都市景観規則（平成 11 年大阪市規則第 1 号。以下「規則」という。）に基づく景観計画区域内における行為の規制等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協議書の様式)

**第2条** 条例第 13 条第 2 項の協議書の様式は、第 1 号様式及び第 2 号様式のとおりとする。

### (届出書の様式)

**第3条** 条例第 14 条の届出書の様式は、第 3 号様式及び第 4 号様式のとおりとする。

### (通知書の様式)

**第4条** 条例第 18 条の通知書の様式は、第 5 号様式のとおりとする。

### (添付図書の様式)

**第5条** 規則第 3 条第 1 項第 1 号の景観配慮事項説明書の様式は、第 6 号様式のとおりとする。

### (大規模建築物に係る事前協議)

**第6条** 条例第 13 条第 1 項の規定による協議をしようとする者が、大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（昭和 49 年 5 月 1 日制定）の規定による協議（以下この条において「大規模協議」という。）を行う場合には、条例第 13 条第 1 項の規定による協議は、大規模協議の中で行うものとする。

### (完了等の届出)

**第7条** 条例第 17 条の規定による届出は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止した日から 14 日以内に行うものとする。

2 規則第 6 条第 1 項の工事完了等届出書の様式は、第 7 号様式のとおりとする。

### (実施の細目)

**第8条** この要綱の施行について必要な事項は、計画調整局長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

1 この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 16 条第 1 項の規定による届出を行った者については、この要綱による改正前の景観計画区域内における行為の届出に関する取扱要綱第 3 条から第 6 条までの規定は、なおその効力を有する。

## 附 則

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 16 条第 1 項の規定による届出を行った者については、この要綱による改正前の景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱第 5 条の規定は、なおその効力を有する。

## 附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱第 1 号様式から第 5 号様式までの規定及び第 7 号様式による用紙は、この要綱による改正後の景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

## 附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

## 附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱第 1 号様式から第 5 号様式までの規定による用紙は、この要綱による改正後の景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。